



| | | |
|----------------|--|---|
| <h1>出張報告書</h1> | 幹 事 長 印 | 経 理 責 任 者 印 |
| |  |  |

令和3年2月26日

幹事長
河合 弘樹 殿

出張者氏名
矢野正憲 印
河合弘樹 印

下記のとおり報告します。

1. 出張先 総務省

2. 出張日時 令和3年 2月 17日

3. 出張用務（宿泊を要する場合はその事由）

4. 旅 費

熊取駅～関西空港・往復×2名＝¥1,840円
関西空港～羽田空港・往復×2名＝¥56,120円
羽田空港～浜松町・往復×2名＝¥1,968円
タクシー料金 ¥3,660

計 ¥63,588円

5. 報 告

要望事項

① 災害復旧事業（平成30年7月豪雨）に関連する特殊財政需要について
② 公共施設等の耐震化及び老朽化対策に活用する地方債について

上記の要望書を作成し総務大臣政務官谷川とむ代議士を中心に要望活動を展開する。

① 災害復旧事業に関する特殊財政需要について

平成 30 年 7 月豪雨により被災した普通河川雨山川災害復旧事業について、災害発生後、国の災害査定を受け補助災害復旧事業として事業に着手。施行箇所が狭小であることや地盤軟弱であったことから、追加工事の対策が必要になるなど大きな復旧事業となる。

仮復旧後の令和元年 6 月に法面上に仮設道路を設置し、工事を進めるも仮設道路の支柱を支える法面に滑りが生じたことにより、工事が中断するなど滑り面の解析、仮設道路の復旧、追加工事、住宅地への影響を測る監視システムの設置などの財政需要が生じる。

その後も継続的に復旧工事を進める中で、住宅地への影響を低減させるため、法面への土留鋼矢板の打込みや法面表層崩落土砂の残土処分などの費用を令和 2 年度補正予算を編成し、法面の復旧を完了したことを説明する。

そして令和 2 年度に計上した経費について、事業費から起債を差し引いた一般財源について、特別交付税でしっかりと措置してもらえるように強く要望する。

政務官からは、令和 2 年度の特別交付税の枠取り自体が例年よりも少ないことに加え、北海道・東北などの豪雪地帯に大雪が降った影響もあり積雪対策にも大きな予算が配分されることになっている旨の説明を受ける。予断を許さない厳しい状況ではあるが地元のために努力をしてくれると思う。

② 公共施設等の耐震化及び老朽化対策に活用する地方債について

熊取町においては、公共施設やインフラ施設の老朽化に対応すべく総務省からの要請に基づき、「熊取町公共施設等総合管理計画」や長寿命化計画である「個別施設計画」を策定し、公共施設等の計画的かつ適切な維持管理と耐震改修を含めた可能な限りの長寿命化を図っていることを説明する。

国においても平成 29 年度に老朽化対策等に活用することができる公共施設等適正管理推進事業債を創設し、地方自治体に対する財政支援策を講じてくれている。

しかしながら、限られた期間内に全ての公共施設の老朽化対策等を完了することは困難であることから、令和 3 年度までとなっている適用期間について、緊急防災・減債事業債同様に適用期限の延長をお願いする。

令和 3 年度の適用期間まで丸 1 年あるので対応できるように努力を続けてほしい旨の話あり。同時に地方自治体の財政に限りがあることも理解しているので、適用期間の延長については必要と判断すればしっかりと対応するとのことであった。

2熊広第 605 号
令和3年2月17日

総務大臣
武田 良太 様

大阪府泉南郡熊取町長
藤原 敏



要 望 書

平素より、本町行財政運営に対し、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本町では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会経済活動が低迷する中、本町行財政運営に影響を与える課題が生じており、総務省所管の次の2項目について、各段のご配慮を賜りたく要望いたします。

要望事項① 災害復旧事業（平成 30 年 7 月豪雨）に関連する特殊財政需要について

平成 30 年 7 月豪雨の影響により被災した普通河川兩山川災害復旧事業については、発災後、国の災害査定を受け補助災害復旧事業として事業に着手しましたが、施工箇所が狭小であることや地盤が軟弱であったことから、当初予定していました工事に加え、追加工事等の対策が必要となるなど、復旧事業は困難を極めました。

仮復旧後、令和元年 6 月に法面上に仮設道路を設置し、工事を進めましたが、仮設道路の支柱（H 鋼）を支える法面に滑りが生じたことにより、工事が中断し、その対策として滑り面の解析、仮設道路の復旧、追加工事、法面上部に位置する住宅地への影響を測る監視システムの設置などの新たな財政需要が生じたところです。

その後も、継続的に復旧工事を進める中で、法面上部の住宅地への影響を低減させるため、法面への土留鋼矢板の打ち込み及び法面表層崩落土砂の残土処分等の費用を令和 2 年度補正予算（専決処分）として編成し、法面の復旧を完了できたところです。

令和 2 年度に計上した経費については、平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧事業で必要となった一連の経費であることから、事業費から起債を差し引いた一般財源について、特別交付税において措置されるよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

要望項目② 公共施設等の耐震化及び老朽化対策に活用する地方債について

本町においては、公共施設やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）の老朽化に対応すべく、総務省からの要請に基づき、公共施設等の適正な配置や効果的・効率的な管理運営の方向性を示す「熊取町公共施設等総合管理計画」及び個別施設毎の長寿命化計画である「個別施設計画」を策定し、公共施設等の計画的かつ適切な維持管理と耐震改修を含めた可能な限りの長寿命化を図っているところであります。

事業を進めていく中で、本町においても厳しい財政状況のもと、必要な財源をいかに確保するかという課題に直面しており、国においても、平成29年度には老朽化対策等に活用することができる公共施設等適正管理推進事業債を創設され、地方自治体に対する財政支援策が講じられているところであります。

しかしながら、限られた期間内に全ての公共施設の老朽化対策等を完了することが困難であることから、適用期限が令和3年度までとなっている公共施設等適正管理事業債の適用期限について、先に延長が明らかになった緊急防災・減災事業債同様に、公共施設等適正管理事業債についても、適用期限の延長が講じられるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。